

世田谷区バリアフリー建築条例の改正について

令和7年6月1日
施行

バリアフリー法施行令の改正に伴い、 世田谷区バリアフリー建築条例の基準を改正しました。

※施行日以降に着工する建築物が対象

バリアフリー法施行令の主な改正内容

◆便所の設置数(見直し)

- ①不特定多数利用便所を、建築物の階数に相当する数以上設置
- ②不特定多数利用便所を、設ける階ごとに車椅子利用者用便房を1以上設置
(1,000㎡未満の階を有する場合は、階の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上)

◆車椅子利用者用駐車施設の設置数(見直し)

- 200台以下の駐車場 → 全体の2%以上
- 201台以上の駐車場 → 全体の1%+2以上

◆車椅子利用者用客席の設置数(追加)

- ①400席以下の劇場等 → 2以上
401席以上の劇場等 → 全体の0.5%以上
- ②車椅子利用者用客席は、幅90cm以上、奥行き135cm以上、床は平らとする。
- ③客席の出入口から車椅子利用者用客席までの経路のうち、1以上は移動等円滑化経路とする。

詳細は、国土交通省のHPをご覧ください

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html



世田谷区バリアフリー建築条例の主な改正内容

◆便所の設置数(見直し)

- ①床面積が1,000㎡未満の特別特定建築物は、
不特定多数利用便所のうち、車椅子利用者用便房を1以上設置
- ②中規模建築物※は、不特定多数利用便所を設ける場合、オストメイト対応設備を1以上設置

	200～500㎡未満 (中規模建築物)	～1,000㎡未満 (中規模建築物を除く)	1,000㎡以上～
不特定多数利用便所	任意	法に定める数以上	法に定める数以上
車椅子利用者用便房	①不特定多数利用便所 (設ける場合) のうち1以上	①不特定多数利用便所 のうち1以上	法に定める数以上
オストメイト対応設備	②不特定多数利用便所 (設ける場合) のうち1以上	不特定多数利用便所 のうち1以上	不特定多数利用便所 のうち1以上

※中規模建築物…200～500㎡未満の診療所(収容施設なし)、物販店舗、飲食店、サービス店舗
(法では「条例対象小規模特別特定建築物」)

世田谷区バリアフリー建築条例は、バリアフリー法に基づき、以下の基準を付加しています。
⇒「特別特定建築物の追加」、「対象となる規模の引下げ」、「移動等円滑化基準の付加」



区HP